

在宅医療現場における防犯機器等導入支援事業補助金交付要綱

制定 令和 7 年 7 月 10 日付 7 保医医政第 712 号

(通則)

第 1 条 東京都（以下「都」という。）は、在宅医療現場におけるハラスメント対策事業実施要綱（令和 6 年 4 月 1 日付 5 保医医政第 1304 号。以下「実施要綱」という。）に基づき、ハラスメント対策として、都内医療機関に対し、セキュリティ確保に必要な防犯機器等の初度整備に係る経費について、予算の範囲内において補助を行うものとし、その補助金の交付については東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、実施要綱の規定に基づいて行う在宅医療現場における防犯機器等導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、もって事業の適正な運営を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 3 条 本事業の実施主体は、都とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる法人等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

(補助対象事業)

第 4 条 この要綱による補助対象事業は、実施要綱第 3 の 2 に掲げるものとする。

(補助対象者)

第 5 条 都内に開設し、訪問診療を実施している病院、診療所及び歯科診療所（健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に定める保険医療機関に限る。以下「医療機関」という。）であって、東京都知事（以下「知事」という。）が適当と認めるもの。ただし、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、同条第 2 項に規定する中期目標管理法人、同条第 3 項に規定する国立研究開発法人、同条第 4 項に規定する行政執行法人、国立健康危機管理研究機構法（令和 5 年法律第 46 号）第 2 条に規定する国立健康危機管理研究機構、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する地方公共団体、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人及び同条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人を除く。

(交付額の算定)

第 6 条 この補助金の交付額は、医療機関ごとに、次の表の第 1 欄に定める対象経費として支出した額から寄付金その他の収入額を控除した額と、第 2 欄に定める補助基準額とを比

較していずれか少ない方の額を選定し、これに第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、金額はいずれも税込みとする。

1 対象経費	2 補助基準額	3 補助率
訪問診療時のセキュリティ確保に必要な以下の防犯機器の 初度整備に係る経費 (1) 防犯ブザー 危険を察知した際に大音量で周囲に知らせるための端末 (2) 防犯ボタン付きセキュリティ端末 位置検索機能及び緊急時における警備会社への通報機能 を有する端末 (3) ボイスレコーダー ハラスメント行為を録音するために使用する機器 ※防犯機器の運用に係るランニングコスト（月額使用料等） 等に係る経費は補助対象外	100 千円	1 / 2

（補助金の交付申請）

第7条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に係書類を添付して、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第8条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、第10条に掲げる条件を付して補助金の交付を決定し、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

（変更交付申請）

第9条 前条の規定に基づく決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第7条の規定に準じて、変更交付申請書（別記様式第2号）により、事情の変更した日から知事が指定した日までにこれを行うものとする。

（補助条件）

第10条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記1の補助条件を付するものとする。

（申請の撤回）

第11条 申請者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（別記様式第 3 号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

また、補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、速やかに消費税仕入控除税額報告書（別記様式第 4 号）を提出しなければならない。この場合、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額相当額の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第 14 条 知事は、前条の規定による補助金の額確定後、速やかに補助金を支払うものとする。

(暴力団の排除)

第 15 条 次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(契約方法)

第 16 条 補助事業に係る契約については、保健医療局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続き基準（平成 17 年 4 月 1 日付 16 福保医政第 1450 号）によることとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別記 1

補助条件

1 事情変更による決定等の取消し

補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

（１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（２）事業の内容を変更しようとするとき。

（３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

（１）知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法第221条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

（２）（１）の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

（３）（２）の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を、指定する期日までにとらないときは、知事は、６の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

5 是正のための措置

（１）知事は、本補助要綱第13条の調査等の結果、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置を取ることを命じるものとする。

（２）本補助要綱第12条の規定による実績報告は、（１）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 決定の取消し

（１）知事は、補助事業者が次のアからオまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

エ 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処された場合

オ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、本補助要綱第15条に定める暴力

団員等に該当するに至ったとき。

- (2) (1)の規定は、本補助要綱第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

7 補助金の返還

- (1) 知事は、1又は6の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じるものとする。
- (2) 本補助要綱第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

8 違約加算金

- (1) 補助事業者は、1又は6の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

9 延滞金

補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

なお、8（2）の規定は延滞金に準用する。

10 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

11 関係書類及び帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

12 他の補助金等との重複の禁止

この要綱による補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。